

葉山町障害者福祉計画
第2編：障害者計画
(検討用素案)

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域の中で自立した社会生活を送るためには、すべての人が障害や障害のある人について正しく理解し、同じ地域の住民として、互いの個性を尊重しながら共に支え合って生活できる社会を構築していくことが求められます。

一方で、障害が様々な社会参加における障壁とならないように、生活環境や就労環境、教育環境などの様々な場面において、あらゆる障壁を取り除き、誰もが等しく社会参加できる環境を整えることは、町をはじめとした地域社会全体の責務であると考えられます。

そこで、以下のような視点から誰もが気持ちよく暮らしていくことができるまちづくりを目指していきます。

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の意思決定の支援が行われ、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

そして、これらの方向性を踏まえた上で、本計画における基本理念を以下のように設定します。

**障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

本計画では、この基本理念の実現を目指し、7-5つの取り組みの柱（基本目標）を設定し、計画的な施策の推進を図っていきます。

第2回策定委員会では、以下のようなご意見をいただきました。

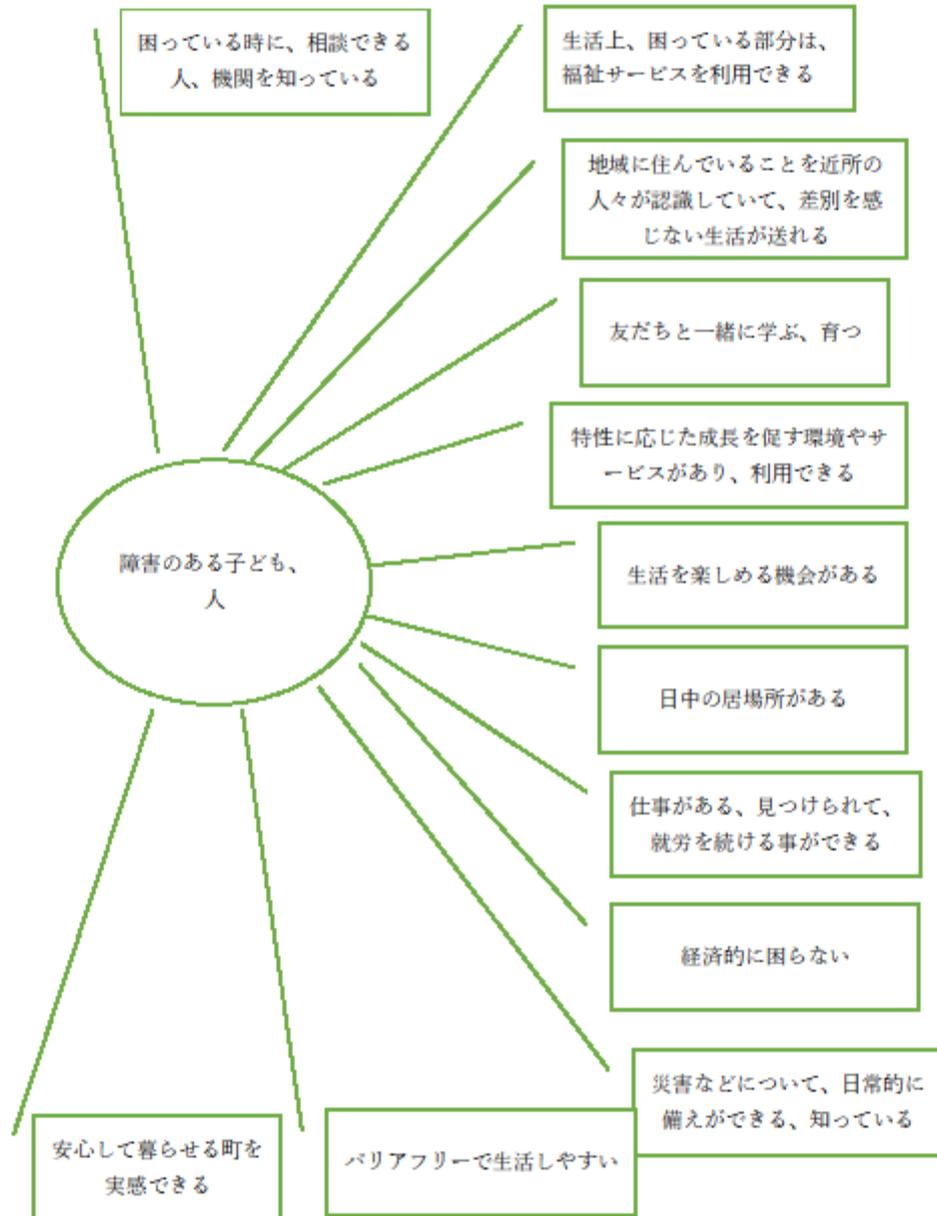
- 1 基本理念はほぼこのままで良いのではないか。(大きく変更する性質のものではないし、変更する理由もない)
- 2 基本目標について
 - 障害(こちら側)のほうへ障害のない人が寄ってきてくれるような計画が良い。=主役は障害のある人
 - 自立と一言でくくらない。ひとそれぞれではないか。=個人の多様性を尊重する。
 - 理念と目標、事業のリンクを意識する。

アンケートでは次のようなご意見や傾向がありました。

- 子どもの頃から一緒に学び、育つ環境が大切。
- 相談先や相談方法がわからない。
- 制度がわかりにくい。
- 情報を選び取れない。
- 差別を色々な場面で感じる。

策定委員皆様 ここは原稿にならないページです。

障害のある人（子どもも含め）が主役になる計画とは？
と考えると、以下のようにになりました。



とすると、基本目標だけでも、障害のある人全てが見て、わかるような表現が良いと考えました。
制度についても、説明するコーナー（現在は※などで表記されている）や、写真も入れても良いかと考えています。

策定委員皆様 ここは原稿にならないページです。

基本目標がわかりやすい表現になるよう、委員の皆様のご意見を伺いたいです。

事務局案

1. (案の1) 地域における障害福祉の推進
(案の2) ふれあい機会の創出
(案の3) こころのバリアフリー (現在のまま)
(案の4) ここでいっしょに暮らそう
2. (案の1) 相談しやすい福祉サービスの充実
(案の2) 相談しよう!
3. (案の1) 自立と社会参加の推進
(案の2) はたらきたい! 住みたい! 出かけた!
- 4 : (案の1) 共に学び、共に育つ環境づくりの整備
(案の2) 一緒におおきくならう
- 5 : (案の1) 暮らしやすいまちづくりの推進
(案の2) すべての人にやさしいまちづくりの推進
(案の3) みんなが暮らしやすい町にしよう

※突然、全くテイストが異なるのも迷いまして、
(案の1) で、この後は作成をしています。

委員の皆様からのご意見をお待ちしています!!

(2) 基本目標

- 1：地域における障害福祉の推進
- 2：相談しやすい福祉サービスの充実
- 3：自立と社会参加の推進
- 4：共に学び、共に育つ環境づくりの整備
- 5：暮らしやすいまちづくりの推進

基本目標1：~~こころのバリアフリーの推進~~地域における障害福祉の推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で互いに支え合いながら生活していくためには、町民一人ひとりが、障害や障害のある人についての正しい知識を身につけ、誰もが個人として尊重され、幸福に生きるために欠かすことのできない権利を有しているという理解を深めていくことが不可欠です。平成28年4月1日から施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）においても、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

~~町では、様々なバリアを取り除くため、あらゆる広報の機会や媒体の活用に努めながら、町民に対する啓発を積極的に進め、「こころのバリアフリー」を実現していきます。地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、特に、障害のある人とない人が、共に活動する相互交流の機会に主眼をおいた取り組みを進めていきます。~~

町では、様々な広報の機会や媒体を活用しながら、当事者団体や障害福祉に協力をする団体、関係機関等と連携し、町の障害福祉の普及啓発に努めるとともに、障害のある人とない人の交流の機会を増やし、障害のない人が、障害のある人が地域に住んでいることを認識してともに地域で生活していけるよう、取り組みを推進していきます。

基本目標2：~~自立と社会参加の促進~~相談しやすい福祉サービスの充実

~~誰もががあるがままの姿で自分らしく活動して「参加」できるようなまちは、自立生活を可能にし、安心して暮らせるまちであります。~~

~~そこで、障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上のバリアを取り~~

除き、障害のある人が地域の中に居場所を見出し、いつまでも自分らしく社会参加できる環境の整備に努めます。

また、住まいは地域での生活基盤そのものであることから、障害の状況やライフステージに応じて、暮らしの場を選択できることが重要になります。障害のある人自身の高齢化が進む中において、老後や「親亡き後」の不安も解消できるよう、住まいの確保に対する支援策を充実します。

これまで、町では相談体制の整備に努めてきましたが、町自立支援協議会が実施する「地域生活を考える交流会」や、アンケート（第1章参照）では、「制度の仕組みがわからない」、「どこでどんな相談ができるかわかりやすくしてほしい」など、相談先やどう相談してよいかわからないと感じている人が多いことがわかりました。これは、障害の予防や早期発見、早期治療についても重要なことだといえます。

（基本目標3が一部移動）

「相談」や「情報」の充実、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の「入り口」となるため、日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる環境を整備します。

また、障害のある人が地域での自立生活を維持・継続できるよう、相談体制から切れ目のない総合的、横断的なサービス提供に至るまでの体制整備を図ります。

さらに、障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な相談窓口との連携により、相談支援の質の向上を図ります。

また、町自立支援協議会では、令和元年度から「（障害のある人が相談について）わからないことをなくす」ことをテーマに、ワーキングチーム「情報見える化チーム」を立ち上げました。今後、情報の見える化の具体的方法について検討を重ねていきます。

町は、相談につながった先として、福祉サービスの充実を図るよう努めます。併せて、障害のある人の権利擁護について、相談をきめ細かく行っていきます。

基本目標3：福祉・生活支援の充実—自立と社会参加の推進

「相談」や「情報」の充実、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の「入り口」となるため、日常的な相談に対してどこに相談すればよいかわからないということのないよう、わかりやすい相談体制を確立し、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる環境を整備します。

また、障害のある人が地域での自立生活を維持・継続できるよう、相談体制から切れ目のない総合的、横断的なサービス提供に至るまでの体制整備を図ります。

さらに、障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な相談窓口との連携により、相談支援の質の向上を図ります。

自立生活の支援の一環として「生活安定への支援」では、町として支援の充実に努める一方で、既存の手当や助成等の周知の徹底にも努めます。

（基本目標5が一部移動）

障害のある人が自立した生活を確立するためには、「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられます。今回行ったアンケートの回答からは、「職場の理解」「短時間勤務や勤務日数の配慮」「通勤手段の確保」など、就労について障害のある人から、多様なニーズがあることがわ

かります。

このことから、町内に限らず通勤可能な地域での就労先の確保に取り組むとともに、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

さらに、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。や就労移行支援事業所などの関連団体と連携し、相談機能の強化、職業訓練、短時間勤務など新しい勤務体制の利用の検討、就労後の定着支援など一貫した支援を行い、一人でも多くの障害のある人がその持てる能力を発揮し、継続して就労でき、働く喜びを感じられるよう努めていきます。

働くことが障害の特性上困難な人や、働くことを選択しない人は、日中の居場所が確保できるよう、支援します。また、それらの移動が可能なように、経費の助成などの支援を行います。

基本目標4：保健・医療の充実

障害のある人が地域において自立して生活するためには、健康であるとともに、~~進行等を予防することが大変重要になります。さらに、障害に対応しその軽減を図ることを目的とする医療は、欠かすことのできないものです。~~

~~加齢に伴う疾病においては、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査等により、若いうちから生活習慣の見直し等を通じて、生活習慣病等に起因する中途障害の予防や進行を抑える対策が重要になります。また、精神障害のある人や難病患者等においても、鎌倉保健福祉事務所と連携を図り、早期発見・早期治療への取り組みが必要になります。~~

~~こうした点を十分考慮し、保健・医療・福祉等の連携を一層進め、障害のある人の障害の状況やライフステージに応じた保健・福祉サービスの充実に引き続き取り組んでいきます。~~

~~また、乳幼児健康診査等を通じて障害や疾病の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもや発達の遅れがある子どもの健やかな発達と成長を支援します。~~

基本目標5：雇用と就労支援の充実

障害のある人が自立した生活確立するためには、「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられます。

しかし、働く世代において、就労したいができないという意見や、通勤手段の確保、職場の障害理解による適切な職場環境の整備が必要であるという意見もことから、町内に限らず通勤可能な地域での就労先の確保に取り組むとともに、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

さらに、就労移行支援事業所などの関連団体と連携し、相談機能の強化、職業訓練、就労後の定着支援など一貫した支援を行い、一人でも多くの障害のある人がその持てる能力を発揮し、継続して就労できるよう努めていきます。

また、町の公共機関においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲

を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態の検討、福祉施設等への委託業務拡大などに率先して取り組みます。

基本目標64：共に学び共に育つ環境の整備

障害のある子どもがその能力を最大限に発揮して、仲間をつくり、将来の社会的自立を期すことは、教育・育成の大きな目的の一つです。

障害のある子ども一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるには、保育園・幼稚園の段階から、療育も含め様々な支援が必要になります。

また、乳幼児期からの療育支援は、その後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作る重要なものになります。

さらに、義務教育段階では、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、合理的配慮に基づく教育環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。そして、すべての児童生徒が共に学び、共に育つ「インクルーシブ教育」※を推進していきます。

発達障害がある人は、子どもの時代の支援だけでなく、成人して以降も生きづらさを抱えることから支援が必要な人が多くいます。町が子ども、学齢期、成人期を担当する課で連携して実施している葉山町発達支援システムにより、発達障害がある人を、そのライフステージに応じて、組織横断的かつ関係機関が連携して支援を行うよう、努めます。

基本目標75：安心して暮らせる住みよいまちづくり暮らしやすいまちづくりの推進

生活環境における物理的なバリアを取り除いていくことは、障害のある人の「自立と社会参加」のための基本的な条件です。

町でも、道路、公共的建物・施設などのバリアフリーを進めていますが、その動きを一層促進し、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。

また、障害のある人は障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に一人では避難できないことをはじめ、意志の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

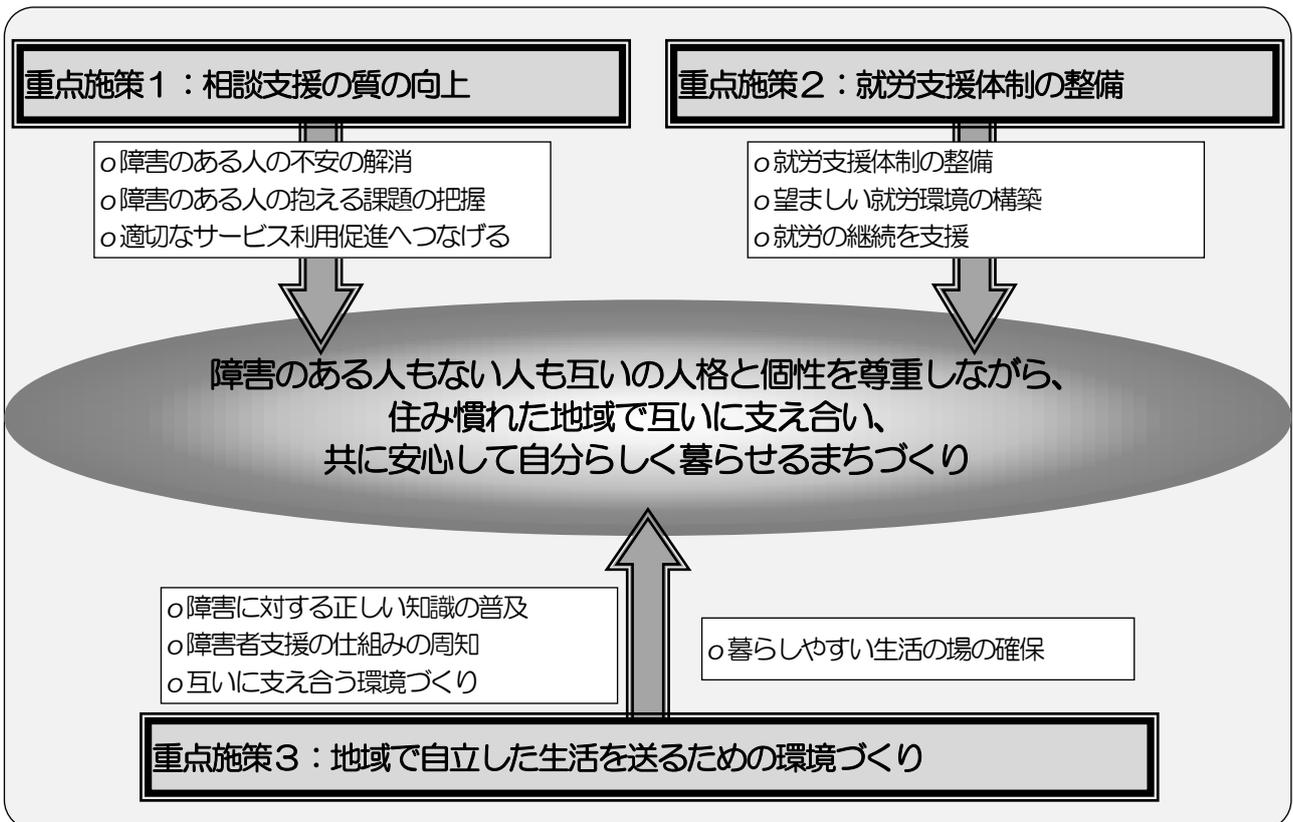
町では、障害のある人を対象にした防災訓練や防災資機材の充実に取り組んでいますが、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等とのネットワークをつくっておくことも大切であることから、より一層連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

※インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、

個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

本計画の上位計画である町総合計画では、障害福祉について、次の3項目を挙げています。

- 1：相談支援の質の向上
- 2：就労支援体制の整備
- 3：地域で自立した生活を送るための環境づくり



計画の体系

基本目標1：地域における障害福祉の推進

- 1-1：障害に対する正しい理解の促進
- 1-2：ボランティア活動の活性化
- 2-4 1-3：コミュニケーション支援の充実
- 4-3 1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：相談しやすい福祉サービスの充実

- 3-3 2-1：相談支援体制の充実
- 3-1 2-2：在宅福祉サービスの充実
- 3-2 2-3：施設等利用者への支援の充実
- 4-1 2-4：予防と健康づくりの充実
- 4-2 2-5：障害の早期発見・早期対応
- 3-5 2-6：権利擁護の推進

基本目標3：自立と社会参加の推進

- 2-1 3-1：日中活動の場の充実
- 2-2 3-2：暮らしの場の確保
- 2-3 3-3：移動支援の充実
- 5-1 3-4：就労支援の総合的な推進
- 5-2 3-5：就労環境の改善・向上
- 5-3 3-6：雇用の場の拡大
- 3-6 3-7：経済的支援の充実

基本目標4：共に学び、共に育つ環境の整備

- 6-1 4-1：療育・保育支援の充実
- 6-2 4-2：特別支援教育の推進
- 6-3 4-3：放課後対策等の充実
- 3-4 4-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実

基本目標5：暮らしやすいまちづくりの推進

- 7-1 5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 7-2 5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

基本目標1：地域における障害福祉の推進

1-1：障害に対する正しい理解の促進

現状と課題

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障害のある人に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。また、「こころのバリアフリー」を推進するため、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。このことは、アンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会で見てきた地域の課題の中でも指摘されています。

町では、障害者施設で作成した作品を、町役場、福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介していますが、今後も広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが求められています。

また、幼少期から社会福祉への関心を持つことで、互いに豊かな人間性を育てあえるよう、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒の交流教育を実施するとともに、町内の小・中学校において各種講座を開催し、福祉教育を実施しています。今後は、児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育の実践への方向転換が求められています。

1)障害者週間ノーマライゼーションの啓発活動

担当課名：社会福祉協議会、福祉課

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念の啓発と定着を図るため、障害者週間（12月3日～9日）に町役場ロビーで障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等、理解の促進と周知を図ります。

また、広報はやまや回覧板等により、様々な機会をとらえて見合った媒体を活用し、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。

【取り組みの方向】 改善

社会福祉協議会の地域福祉総合相談事業や葉山町自立支援協議会の意見を踏まえ、効果的な啓発に取り組めます。

2)精神保健の啓発

担当課名：福祉課、町民健康課

【事業概要】

地域住民の精神保健の維持・向上、精神障害への理解を深めるため、精神疾患の予防や早期発見・早期治療と精神保健福祉の普及啓発活動を行います。

地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害理解の促進を図るための地域交流事業を実施しています。

【取り組みの方向】 改善

現在は、結果的に当事者とその関係者に対象が絞られてしまうという状況があ

~~るため、~~今後は働く世代や主婦層など、幅広い普及・啓発に努めながら、継続して取り組んでいきます。

3)職員研修事業

担当課名：総務課、福祉課

【事業概要】

ノーマライゼーションの理念を深めるため、職員研修等の充実を図ります。
また、就労者の配属先を対象に、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、受け入れ側の心構え等について指導を受けていきます。

【取り組みの方向】 **継続**

職員が障害のある人へ適切な指示及び対応を行えるよう、職員対応マニュアルを作成するとともに、具体的な接し方について情報提供を行います。
また、今後もよこすか障害者就業・生活支援センターの協力のもと、総務課及び福祉課が連携を図り、障害のある人の所属先への指導を徹底します。

4)交流教育の推進

担当課名：子ども育成課、学校教育課、福祉課

【事業概要】

就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。
現在、たんぽぽ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

学校等の関係機関と情報共有等を行い、今以上に連携を強化していく必要があると考えられるため、今後は地域の学校と特別支援教育諸学校との交流の推進を図っていきます。
また、引き続きたんぽぽ教室と保育園の交流により、幼少期から社会福祉への関心を持てるよう取り組みます。

5)福祉教育の充実

重点

担当課名：学校教育課、社会福祉協議会

【事業概要】

障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。
町内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。
また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習（施設等での4日間の体験学習）を実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

児童・生徒に限定せず、広い年齢層を対象にした福祉教育を実践するには、障害理解を促す機会を、地域住民のより身近で実感ある日常生活場面の中で促進する必要があります。
そこで、今後は福祉教育に関するカリキュラム編成の工夫を行い、児童・生徒向けの体験学習等の学習機会に加え、大人を対象に、地域住民のより身近な小地域を基盤とした生活問題や地域問題を題材にした学習機会及び担い手の育成の

充実を図ります。

1-2：ボランティア活動の活性化

現状と課題

障害のある人への理解を深めるために、ボランティア活動の活性化は必要不可欠です。

アンケート調査結果からも、地域において活動したい人が、いつでも、どこでも、だれでも、気軽にボランティア活動に参加できるような機会の充実などにより、一人でも多くの方が障害のある人に対する理解を深めていくことが求められています。

ボランティア活動への支援は、社会福祉協議会が中心となり実施していますが、主に障害のある人への支援を目的にしたボランティア団体とは、協働や支援する場面が増加しています。一方、当事者組織会員の高齢化や役員の成り手不足などで当事者組織の脆弱化が見られます。

今後は、ボランティアの育成、組織化、支援や団体同士の連携等の機会を充実させ、ボランティアのすそ野を広げていくことが重要となります。

1) ボランティアの育成

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座（初・中級編）、音訳ボランティア養成講座（初・中級編）を開催します。

手話奉仕員養成講座（入門課程）は毎年1回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座（初級・中級編）は2年ごとに開催しています。現在、逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会を開催していますが、手話講習会は参加者数が少なく、また、手話奉仕員から手話通訳者へと養成されるまでには時間が必要であり、すぐ結果に反映されないことが課題となっています。手話奉仕員の養成から、手話通訳者の養成へのステップアップを可能にして、地域の手話通訳者が増えることが期待されることから、継続して事業を実施することが重要となります。（1-3からの移動）

【取り組みの方向】 **継続**

現行の講座（ボランティア育成）では、障害特性に応じたボランティアの育成にしては守備範囲が狭く、他の障害特性へのボランティア育成や組織化、活動支援等も検討する必要があります。

そこで、ニーズを把握して、障害特性に応じた多様なボランティアの育成を実施していきます。

2) ボランティア活動のコーディネート

担当課名：社会福祉協議会、福祉課

【事業概要】

ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。

社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供（市民活動ガイドブックや情報紙など）やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、

ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある人のニーズに応じた新たなボランティアの組織化、活動支援等が必要と考えられます。

そこで、各小地域における助け合い活動やニーズに応じた多様なボランティアへの活動支援等を実施するとともに、日頃からボランティア団体との連携を図り、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。

3)小地域福祉活動の推進

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

葉山町内におおむね8つの日常生活圏域を設定し、現在7圏域において小地域福祉活動推進組織又はそれに準ずる住民主体が設置され、そのうち6地区において見守りや個別支援の活動が実施されています。

【取り組みの方向】 **新規**

今後も小地域福祉活動推進組織の設置を目指すとともに、集いの場づくりや有償又は無償による生活支援活動など、地域のニーズにあった住民主体の活動を支援していきます。

2-4 1-3：コミュニケーション支援の充実

現状と課題

聴覚障害のある人など、意思疎通を図ることが困難な人のコミュニケーション手段を確保することは、障害のある人の自立生活を支援する上で重要となります。

町では、~~毎週月曜日の13時から15時まで~~、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、また病院や公共機関等での相談や諸手続き等の支援のため、手話通訳者を派遣しています。現在、手話通訳者が不足している状況にあり、他地域からの支援を受けながら事業を運営していることが地域の課題となっています。

また、聴覚障害のある人の中には、情報保障の手段として手話だけでなく要約筆記を必要とする人もいるため、要約筆記事業の検討が求められています。

さらに、障害のある人が外出先でコミュニケーションが図られるよう、地域で手話のできる手話奉仕員を養成することも市町村の責務です。~~現在、逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会を開催していませんが、手話講習会は参加者数が少なく、また、手話奉仕員から手話通訳者へと養成されるまでには時間が必要であり、すぐ結果に反映されないことが課題となっています。手話奉仕員の養成から、手話通訳者の養成へのステップアップを可能にして、地域の手話通訳者が増えることが期待されることから、継続して事業を実施することが重要となります。~~

1)コミュニケーション支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、相談や諸手続きの支援を行うとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。

【取り組みの方向】 継続

聴覚障害のある人の中でも、情報保障の手段として手話を必要とする人と別の手段として要約筆記を必要とする人がいます。今後も継続して事業の実施に努めるとともに、ニーズ等を勘案し必要な事業量の確保に向けて取り組んでいきます。

2)手話奉仕員養成講座

担当課名：福祉課、社会福祉協議会

■障害福祉計画の対象事業：—【地域生活支援事業】—

【事業概要】

聴覚障害への理解や手話技術の習得により聴覚障害のある人のサポートを希望する町民を対象として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じた講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

また、手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための支援を、逗子市と連携を図りながら推進します。

【取り組みの方向】 継続

入門課程を社会福祉協議会で、基礎課程及び上級課程を町が逗子市と共催で実施し、連携を図ります。また、手話通訳者を目指す人のために、同じく逗子市との共催によりフォローアップ講座を開催し、神奈川県の手話通訳者養成講座受講に向けて集中的に指導を行います。今後も継続して事業実施を行うとともに、より効果的な事業運営ができるよう、検討していきます。

1-3 1-4：スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させる上で、スポーツ活動や文化活動における社会参加は重要な役割を果たしています。

町では、障害のある人のスポーツ活動及び社会参加を支援するため、運動会の開催やヨット大会への支援を行ってきました。また、日ごろの成果を発表する作品展や地域のイベントの開催など、文化活動も支援してきました。しかし、近年では参加者の固定化や事業への参加手段の確保などが課題となっています。

障害のある人の生活を充実させるために、障害のある人もない人も気軽に参加できるようなスポーツ及び文化活動を推進することが求められます。

1)障害者スポーツの振興

担当課名：福祉課、生涯学習課

【事業概要】

スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。

障害のある人から、スポーツ活動に参加したいとの相談があった場合には、できる限り受け入れへの配慮を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も相談があった場合には、できる限り受け入れられるように継続して配慮をしていきます。

2)交流の場の推進

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある人とない人が交流することにより、親睦を深め、相互理解を推進できるよう、葉山町自立支援協議会において効果的な事業内容を検討し、実施していきます。

3)障害者スポーツ大会への参加支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。

県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、~~送迎、ガイド、案内周知~~や受付等の支援を実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

参加者が固定化しているため、より多くの方の参加促進に向けて広報等の充実を図りながら、今後も継続して支援を行います。

4)バリアフリー・ヨット大会事業

担当課名：福祉課、生涯学習課

【事業概要】

葉山町セーリング協会及び逗子ヨット協会が主催するバリアフリー・ヨット大会の運営支援を実施開催援助をしています。

バリアフリー・ヨット大会を通じて、障害のある人のスポーツの振興と障害のある人同士の交流を推進援助します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続してバリアフリー・ヨット大会の運営支援開催援助を行います。

5)愛の作品展の開催

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人が日頃の活動の中で作成した作品を披露する機会として、年1回福祉文化会館で愛の作品展を開催し、文化活動の充実を図ります。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して文化活動の充実を図ります。

6)障害者団体の各種行事の支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事や旅行等の活動費を支援することにより、文化・交流活動を促進します。

福祉の増進を図るため、障害者団体に活動費の一部を助成しています。

【取り組みの方向】 継続

活動費の一部という位置づけとなっておりますが、補助額に明確な基準を設けることが求められているため、今後は補助の明確な基準を検討し、改善を図ります。補助金は、町の基準に則り、今後も助成を継続していきます。

7)横須賀三浦地区ふれあい広場への支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政が、協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「ふれあい広場」（年1回）を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援します。

【取り組みの方向】 継続

今後も継続して横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所などと協働しながら、活動を支援していきます。

基本目標2：相談しやすい福祉サービスの充実

3-3 2-1：相談支援体制の充実

現状と課題

障害のある人一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。そのため、アンケート調査結果や葉山町自立支援協議会において課題として出された、どこに相談したらよいかわからないなどといったことのないよう、わかりやすい相談体制が必要になります。

現在、町ではケースワーカーをはじめ、身近な相談窓口として民生委員・児童委員や相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」、「~~地域生活サポートセンターとらいむ~~」及び「こころの相談室ポート」）が障害のある人や家族の相談支援に従事しています。専門的な知識を持つ3-2箇所の相談支援事業所に委託することにより、質の高いサービスを提供しています。中でも「こころの相談室ポート」は、精神障害のある人を対象に、町内ではじめて相談支援事業所として設置され、相談支援の充実を図ってきました。

平成27年度より支給決定の際に必要な計画相談支援については、現在作成率が100%になり、支援が必要な人に適したサービスが提供されています。しかし、相談支援事業所の不足により対応体制が厳しい状況にあり、相談支援事業所の確保が課題になっています。

また、依然として十分な相談窓口の認知や制度の理解が図られていないのが現状であり、情報の~~バリアフリー~~見える化を進め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要となります。

1)相談支援事業の充実

重点

担当課名：福祉課

■障害福祉計画及び障害児福祉計画の対象事業：【自立支援給付】【障害児支援事業】【地域生活支援事業】

【事業概要】

障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談等を、総合的な相談窓口として相談支援事業所（「支援センター風」、「~~地域生活サポートセンターとらいむ~~」、「こころの相談室ポート」）で実施します。

サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談支援事業者は~~基幹相談支援センターと技術助言を得るなどと~~連携を図りながら、サービス等利用計画を作成します。

【取り組みの方向】 **継続**

~~平成27年度より支給決定にあたって必要なサービス等利用計画について、現在作成率が100%になりましたが、~~相談支援事業所の不足により対応体制が厳しい状況にあります。

今後も必要とされる規模のサービス提供ができるように、相談支援体制の強化を進めるとともに、将来に向けて町内の身近な場所に相談支援事業所を増やせるよう、継続して取り組んでいきます。

2)相談支援の充実

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

町の相談窓口において、適切な対応ができるよう、**保健師等の専門職員の確保や職員の資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。福祉課内に保健師を設置するとともに、葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会において相談支援事業者との連携を図っています。**

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して相談窓口の充実を目指し、町役場や町内施設等で相談ができるよう、相談のしやすさに配慮した窓口機能の向上を検討していきます。

3)民生委員・児童委員の相談

担当課名：民生委員・児童委員、福祉課

【事業概要】

地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談を実施しています。民生委員・児童委員の「障がい者福祉部会」において、地域の声を行政に反映してもらう仕組みができています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も民生委員・児童委員と緊密な連携のもと、継続して取り組んでいきます。

4)地域福祉総合相談事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

高齢、障害、児童などの枠にとらわれず、地域での日常生活の中での困りごとや福祉活動に関する相談の総合窓口として、住民、行政、福祉事業者との連携・協働のもと、個別支援や地域支援、住民福祉活動の情報提供等を行います。

5)相談支援ネットワークの構築

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。(葉山町自立支援協議会)

現在、相談支援ネットワーク委員会を設置し、各事業所間の情報交換等を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

相談支援事業所の不足という状況があり、障害のある人にとって身近な相談窓口を確保していくことが課題となっています。

今後は関係機関とも連携し、町の相談窓口なども身近な相談先の一つとなり、多様な接点を通じて相談支援のネットワークが機能するよう継続して取り組ん

でいきます。

6)保健相談事業

担当課名：町民健康課、**子ども育成課**、福祉課

【事業概要】

障害のある人及びその家族が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課、**子ども育成課**で**所内相談を行っています。連携を凶っています。**

各課への相談方法は、電話、来所や各種教室への参加、**乳幼児健診**等様々ですが、相談の内容で**関係機関と連携して、相談の充実を凶ります。**

また、子ども育成課、教育委員会、福祉課、町民健康課で情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催しています。

【取り組みの方向】 **継続**

相談内容は、障害に関することや生活習慣病に関すること等、多岐にわたります。

生活習慣病の人には半年程度の改善指導を行います。が、体調の変化で継続支援が難しくなり、予定期間よりも延長することや指導内容を変更することもあります。その際、障害のある人が支援サービスを利用している場合は、施設や相談機関に連絡をして継続支援を行うことができますが、どこにも所属していない人の場合は指導が途切れてしまう可能性があるため、**町民健康課と福祉課が連携し、**訪問指導等その人が受け入れられる方法で支援を継続します。

また、町民健康課には急遽相談に来る人が多いため、相談方法の周知を行い、円滑な相談ができる環境づくりに取り組みます。

7)情報提供の充実(制度案内)

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知するとともに、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。

また、町役場に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。

【取り組みの方向】 **継続**

制度案内の冊子では、情報量の多さから、熟読してもらうことが困難なため、制度周知のさらなる工夫が求められています。

今後も利用者の利便性に配慮して、わかりやすい情報提供の在り方を検討し、継続して取り組んでいきます。

8)情報提供の充実(声の広報)

担当課名：政策課、議会事務局

【事業概要】

視覚障害のある人に「広報はやま」及び「葉山町議会だより」を読んでもらうため、デイジー図書を作成を行い、希望される人には毎月ご自宅へお届けしています。なお、政策課にて貸し出しすることや町ホームページよりダウンロードすることも可能となっています。

【取り組みの方向】 **継続**

視覚障害のある人に、町の情報をきちんと伝えられるよう、今後も継続して取

り組んでいきます。

3-1 2-2：在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障害者自立支援法が施行されてから、地域生活を支える各種サービスが整備され、障害のある人の地域生活を支える支援体制の充実が図られました。さらに、法律の名称が障害者総合支援法に改められると同時に、対象者の範囲が難病患者等へも拡大されました。~~しかし、拡大後も難病患者等のサービス利用は円滑に行われていないのが現状です。~~難病患者のサービス利用は少しずつ増えていますが、今後も鎌倉保健福祉事務所等、関係機関との連携を行い、きめ細かい対応が必要です。

制度改正にあわせて、サービスが適正に利用されるよう、周知や推進体制への努力が求められています。

1)訪問系サービス

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：—【自立支援給付】—

【事業概要】

日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「自立生活援助」の各サービスを提供します。

制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるように、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して各サービスの安定的な提供を図ります。

2)補装具費の支給事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：—【自立支援給付】—

【事業概要】

障害のある人の身体機能を補完又は代替し、自立した日常生活を行えるよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

3)日常生活用具の給付

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：—【地域生活支援事業】—

【事業概要】

主に身体障害のある人に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。

【取り組みの方向】 **継続**

身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めるとともに、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

4)入浴サービス事業の充実

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障害のある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

また、原則週1回の提供となっておりますが、夏場の必要回数などを検討し、サービスの充実を図ることを検討します。

5)配食サービスの充実

担当課名：福祉課

【事業概要】

食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度の障害のある人の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行います。

平成23年からは、「就労継続支援B型 トントン工房」が委託事業所となり、食事作りから配達までを行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後もニーズを把握し、内容の充実を検討しつつ、継続してサービス提供を図ります。

6)介護用品支給事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

障害者手帳の発行を受けている重度の障害のある人で、排泄用具を常時必要とする人に対し、紙おむつや尿パッドなどを支給しています。

【取り組みの方向】 **継続**

社会福祉協議会の自主財源で賄っており、安定・継続した支給が課題となっておりますが、今後も継続して実施していくよう取り組んでいきます。

7)グループホーム等の入居者支援

担当課名：福祉課

【事業概要】

グループホームに入居する障害のある人の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。

施設入居者のうち10,000円を上限として家賃を助成しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して取り組んでいきます。

3-2 2-3：施設等利用者への支援の充実

現状と課題

障害のある人の重度化や高齢化、さらには親亡き後の将来の支援は、障害のある人とその家族にとって、不安材料の一つになっています。

アンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会の意見からも、心配の声が寄せられています。

そのため、適切なケアを受けられる暮らしの場として、近隣市との連携を図り、施設等を確保していくことが必要となります。

1)施設入所支援

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

施設入所を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努め、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。

3)更生訓練費の確保

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

身体障害のある人が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努め、今後も継続

してサービスの安定的な提供を図ります。

4-1 2-4：予防と健康づくりの充実

現状と課題

近年では、疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、それらが障害の原因となることが多いことから、早期に生活習慣の見直しなどを通じて、疾病の「予防」に重点をおいた施策の推進が必要となります。

また、障害のある人のための医療の充実は、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために必要不可欠であります。

町では、予防と健康づくりのため、健康診断、健康相談や講演会等を開催し、積極的に健康の増進に努めています。しかし、障害のある人は生活習慣病のハイリスク群となっているため、健康指導の必要性が高い反面、病状により来所が困難なこともあり、一人ひとりにあった支援の方法が求められています。

また、重度の障害のある人には、保険診療に係る医療費を助成し、障害のある人が経済的に困窮しても必要な医療が受けられるよう努めています。

1)自立支援医療費の支給

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

障害のある人の障害の程度を軽くするための治療にかかる医療費を、自立支援医療費（更正医療・育成医療）として支給します。

また、精神疾病の通院にかかる自立支援医療費（精神通院）については、円滑に手続きを行えるよう努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して必要な医療費を支給するとともに、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

2)障害者医療費助成事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

重度の障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。

町は、平成 19 年 10 月より重度の精神障害のある人への入院・通院に係る医療費の助成も開始しています。

【取り組みの方向】 **縮小**

平成 21 年 10 月から年齢制限を導入し、年々増加する医療費の増額を抑制することができています。

神奈川県補助事業で実施している事業ですが、補助金については、対象者に制限があるため、町単独で支出する経費が多く、安定した事業運営を継続させるためには、町としても県と同様の制限を導入する必要があると考えられます。

そこで、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、**所得制限の導入について検討を行っていきます。**県や近隣市町村と情報交換や勉強会を行っていきます。

3)母子保健事業

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

妊娠期から乳幼児期の健康相談・健康教育等を通じて、支援の必要な人への早期支援を通し、親子の健やかな生活を支えます。

乳幼児健康診査にて、運動発達や精神発達及び疾患等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行います。

その後、子どもの状況により、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

健診受診者に対する支援体制は整ってきていますが、健診未受診者に対するアプローチの強化が必要と考えられるため、未受診者対策の強化を図り、引き続き事業を実施していきます。

4)特定健診・特定保健指導事業

担当課名：町民健康課

【事業概要】

国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防、早期発見に努めます。また、重症化を予防するため、特定保健指導対象者となった方に対して保健指導を実施します。

精神障害のある人は、食事の調整や運動の実施が困難で、特定保健指導対象者になることが多く、本人の希望や家族の勧めなどで特定保健指導を受ける人が増えています。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある人は生活習慣病のハイリスク群となっていますが、来所が困難~~だ~~^{ため}や、病状の悪化のため来所できなくなってしまう人もいます。そのため、その人独自の指導期間や内容が必要になります。

そこで、特定健診については、障害のある人が受診しやすいように、時間帯や環境に配慮して実施していきます。

特定保健指導については、来所しやすい時間や、理解しやすい内容を心がけ、通常半年間で終了するものですが、本人のペースを大切に、指導方法や指導期間の延長を考慮していきます。

5)健康増進事業

担当課名：町民健康課

【事業概要】

各種がん検診や歯周疾患検診、~~シェイプアップ教室などの~~健康増進教室、~~健康フェスティバルや~~講演会等を実施し、健康づくりに努めます。

~~また、脳血管疾患等で言語障害を持つ人に言語訓練教室を実施します。~~

【取り組みの方向】 **継続**

がん検診は障害のある人の受診が難しく、胃がん検診は安全上からお断りすることがあるため、受診しやすいがん検診の工夫を検討していきます。

講演会等については、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。健康教室は精神障害のある人が参加しやすいよう、初回に留意点などをうかが

い、周囲の協力を仰ぎながら進めていきます。

4-2 2-5：障害の早期発見・早期対応

現状と課題

障害のある子どもが将来自立した生活を送るために、乳幼児期における療育の支援等は重要なものとなります。町では、乳幼児健康診査等を実施し、早期発見・早期支援の対応に努めています。

また、成人については、がん検診や健康診断の結果をもとに、適切な指導・相談を行い、早期発見・早期治療を促進しています。しかし、がん検診の結果を送付しても、状況が把握できずに精密検査を受けないままの人がいるなど、個別の支援の強化が課題となっています。

1)乳幼児療育事業

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

乳幼児健康診査等において、運動発達や精神発達等で、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、経過健診や心理発達相談、医療機関への受診等にて健診後の支援を行い、必要な子どもに対して療育支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

療育を必要とする子どもの支援につながるよう、スクリーニング機能の充実と保護者への積極的支援に努めます。

また、子どもに合った適切な療育指導の実施に努めます。

2)健診フォロー体制の整備

担当課名：町民健康課、子ども育成課

【事業概要】

成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な受療を行っているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病の指導を希望する人に対しては、相談を行っています。

乳幼児は、乳幼児健康診査において、運動発達や精神発達等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行っています。

子どもの状況により、その後、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

健診受診者に対しての支援体制は整ってきていますが、要精密検査の受診確認の通知を出しても返信がなく、状況が把握できない人がいるなど、支援の強化が必要です。その人が受け入れられる支援を個別にきめ細かく行っていきます。

3-5 2-6：権利擁護の推進

現状と課題

人間としてその人らしく生きるためには、福祉サービスの利用をはじめ様々な場面において、個人の自己決定権を尊重することが重要です。障害のある人の中には、日常生活を送る上で判断能力が不十分であるため、福祉サービスを十分に活用できないといった問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなど、地域での生活が困難な事例がみられてきました。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据えて、成年後見制度の利用が図られるよう支援していくことが求められています。

また、障害のある人に対する虐待が個人の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。

町においては、平成 25 年 4 月より福祉課内に「葉山町障害者虐待防止センター」を設置し、支援体制を整えており、現在、通報件数は年間 1 件程度となっています。通報が少ないことが望まれる一方で、すべてのケースを把握できているのか疑問な点もあるため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることが重要です。また、過去に虐待のあった障害のある人の家庭訪問、障害者虐待防止に関する研修、虐待事例の分析等への取り組みも必要となります。

1)成年後見制度利用支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：〔地域生活支援事業〕

【事業概要】

高齢者や障害のある人が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会や NPO 法人等と連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。

また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで、制度利用の促進を図ります。

現在、弁護士や行政書士等の専門家による相談ができるよう、町役場に相談窓口を設置しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して、必要なときに円滑に成年後見制度が利用できるように支援していきます。

2)障害者虐待防止の仕組みづくり

担当課名：福祉課

【事業概要】

虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、平成 25 年度より福祉課内に設置した葉山町障害者虐待防止センターを中心とした支援体制を整えています。

【取り組みの方向】 **継続**

~~虐待の判断については、通報の状況によって、虐待かどうかの見極めが難しいため、通報があった際は迅速に関係機関で情報を共有し、総合的な視点からの確~~

な判断ができるように努めていきます。

3)あんしんセンター事業

担当課名：社会福祉協議会

【事業概要】

日常生活を営む上で支障がある知的障害、精神障害、身体障害のある人等の権利擁護を図り、地域での自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人（以下、「利用者等」という。）との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。

相談・契約件数は増加傾向にあります。制度案内等を通じて事業周知に努めています。

【取り組みの方向】 **継続**

利用者の契約締結能力がなくなった際、親族後見人がいないために報酬を必要とする第三者後見人への移行支援が課題となっています。

そこで、本事業とあわせて成年後見制度の普及啓発も推進していきます。

基本目標3：自立と社会参加の推進

2-1 3-1：日中活動の場の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です。

町では、町立の生活介護事業所である「葉山はばたき」において平成17年度より指定管理制度を導入し、社会福祉法人による質の高いサービス提供が可能となっています。さらに、精神障害のある人の活動の場として、「就労継続支援B型事業所 トントン工房」、「地域活動支援センター ポート」が整備され、日中活動の場の充実が図られてきました。

しかし、地域において多様な活動の場を確保するという観点からは、依然として不十分な状況です。

また、アンケート調査結果においてニーズの高かったショートステイについても、利用までに時間がかかることや、緊急時の利用が困難なことなど、サービス提供体制に課題があります。

日中活動の場を町内に充足させることは困難なことから、神奈川県の実業の活用や近隣市と連携した広域的な対応の強化が求められます。

1)日中活動サービス

担当課名：福祉課、子ども育成課

■障害福祉計画及び障害児福祉計画の対象事業：【自立支援給付】【障害児支援事業】

【事業概要】

福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

サービス提供事業所と連携を図りながら、今後も継続して各サービスの提供を図っていきます。

2)地域活動支援センターの設置

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域活動支援センター ポート」及び「地域生活サポートセンター とらいむ」で実施します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続してサービスの充実に努めるとともに、設置した地域活動支援センターが機能を発揮できるよう、引き続き支援していきます。

3)日中一時支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：—【地域生活支援事業】—

【事業概要】

家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。

4)障害者支援施設の充実

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者支援施設「葉山はばたき」では、機織作業、空き缶つぶし等を中心に、障害のある人の日中活動の場を提供しています。

また、平成 24 年度より障害者総合支援法に基づく生活介護事業所へと円滑に移行し、安定的な運営を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

20名の定員に対し、~~27名の登録者がいるため~~、稼働率が高い反面、受け入れについて課題が生じています。

今後は課題の解決に向けた検討を行うとともに、引き続き安定的なサービス提供ができるよう努めていきます。

5)障害児の活動の場の充実

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぽぽ教室」を活用し、発達につまずきのある児童の日中の活動の場の充実を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

早期発見、早期支援の推進により、たんぽぽ教室で療育を受ける児童が増加傾向にあり、受け入れ児童の調整が必要な状況にあります。

今後は、総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぽぽ教室」の受け入れ態勢の向上を図り、発達につまずきのある児童の日中の活動の場を充実させるとともに、事業所との連携を図ります。

2-2 3-2：暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及などの住宅に関する施策の充実や障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、個々のニーズに対応していくことが求められます。

現在、町では、知的障害者グループホーム「ジャストサイズ一色」の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、受入人数が増えましたが、1箇所ではニーズに対応できる状況ではありません。ありますが、他の障害に対応したグループホームはありません。

また、町営住宅についても、滝の坂住宅は平成 25 年度に、平松住宅は平成 26 年度に階段の手すりを設置していますが、すべてがバリアフリー化されている状態ではない上に、慢性的に空きがありません。なく、併せて、障害のみならず生活困窮の人にもニーズが高いのが現状です。

自立生活を継続するための支援とあわせて、不動産の業種等と連携し、地域での暮らしの場の確保は今後の重要な課題となります。を行う必要があります。

1) グループホーム等の確保

重点

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

平成 29 年度に町内にありましたグループホーム「ジャストサイズ一色」の代替として新たに「ジャストサイズ堀内」が開設され、安定的に運営できる施設ができました。

今後も当事者やその家族の高齢化を見据え、引き続き町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。

2) 町営住宅の整備

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

バリアフリー化の推進など障害のある人が快適に生活できる町営住宅の整備を推進します。

【取り組みの方向】 **継続**

町営住宅はエレベーターがないなど設計が古く、バリアフリー化には大規模修繕が必要と考えられます。

入居者に必要なバリアフリー化については、介護保険や障害者施策の住宅改修事業と連携しながら既存の社会資源を有効活用し、個別に対応していきます。

また、今後も継続して計画的な整備を図るとともに、ハード面だけではなく、

ソフト面で柔軟に対応できる支援策も検討します。

32)公営町営住宅等の入居優遇措置

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人が町営住宅への入居を希望した場合、抽選の当選確率が上がる入居優遇措置や入居後の家賃の減免措置を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

入居優遇措置を図っても、町営住宅や県営住宅は慢性的に空きがなく、空きが出た際にも、募集が行われると、高い倍率で応募がある状況にあります。

今後も引き続き入居優遇措置や家賃減免措置を図り、障害のある人の入居を支援していきます。

43)住宅設備改良費助成事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

重度の障害のある人又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。

【取り組みの方向】 **継続**

助成制度を有効に活用した住宅設備改良工事ができるよう、今後も継続して情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険と連携を図りながら、施工事業者に対し制度の周知を図ります。

54)情報提供の充実(事業所の参入促進のための情報提供)

担当課名：福祉課

【事業概要】

事業所の参入を促進するため、必要な情報の発信に努めます。
また、公共用地の有効活用に向け、候補地の情報収集に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

事業所の町内誘致へ向け、公共用地の貸付などの支援策を検討していますが、狭小であったり、交通不便地であったりなど、望ましい土地が少なく実現に至らない状況にあります。今後も継続して候補地の情報収集や必要な情報発信に努めていきます。

2-3 3-3：移動支援の充実—社会参加の促進

現状と課題

障害のある人が外出する際には、移動手段に様々な困難が伴います。また、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

町では、屋外への移動が困難な人に地域生活支援事業として移動支援事業を提供していますが、この事業については、ニーズが高い反面、受け手である事業者が少ないことが課題となっています。

また、移動手段として送迎サービスや通所交通費の支給、タクシー・ガソリン券の交付や自動車改造費の助成などを実施していますが、障害の特性や年齢などによって、移動手段が個々に異なることから、柔軟な対応が求められています。

1)移動支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【地域生活支援事業】

【事業概要】

障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出支援を行います。

利用者のニーズに応じて、柔軟な対応を図っております。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の実施に努め、必要な規模の事業提供ができるよう取り組みます。

2)送迎サービス運営事業

担当課名：福祉課、社会福祉協議会

【事業概要】

在宅生活の支援として、本人及び介護者だけでは移動が困難な重度の障害のある人に対して、病院や施設の入退院・入退所及び通院の際、**車椅子ストレッチャー**ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。

【取り組みの方向】 **改善**

~~今後は、福祉有償運送事業者の運営状況に考慮しながら、~~移動が困難な重度の障害のある人への効果的な支援について検討していきます。

3)施設等通所交通費の支給

担当課名：福祉課

【事業概要】

施設等に通所している在宅の障害のある人に対し、交通費を助成することで、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

定期等の利用など、適正な利用が図られることを望みますが、通所は体調により変動があるため、管理が困難な状況にあります。

今後も定期的に安定した利用が図られるような工夫を検討しながら、継続して取り組んでいきます。

4)移動に係る経費の助成(タクシー券の交付、燃料費の助成)

担当課名：福祉課

【事業概要】

在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

タクシー券（600円）の年間24枚交付や燃料費（月10ℓリットル）を助成し、在宅生活の支援を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

アンケート調査の結果から、移動手段の実態は家族による送迎が多いことが判ったことから、平成29年度に町内在住の家族による運転を対象とし、使い勝手の改善を図りました。

今後も利用実態を見ながら効果的な事業運営に取り組んでいきます。

5)移動に係る経費の助成(自動車の改造にかかる費用の助成)

担当課名：福祉課

【事業概要】

移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障害のある人が、障害の状況にあわせた自動車を購入又は改造しようとする場合、その改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

自動車を購入又は改造しようとする機会は少ないため、機会を逃さないよう周知を徹底する必要があると考えられ、事業の利用促進のために積極的な事業の周知を図ります。

5-1 3-4：就労支援の総合的な推進

現状と課題

障害のある人の就労支援体制では、一般就労や福祉的就労など、一人ひとりにあった働き方ができるよう整備されています。

近年、障害のある人の就労意欲が着実に高まっている中で、就労による社会参加を実現し、障害のある人が地域社会で自立していきいきと暮らせるよう、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要があります。

現在、町では、葉山町自立支援協議会をはじめ、日ごろから障害者就業・生活支援センターや就労移行支援・継続支援事業所など、関連団体と連携し、適切な就労支援に努めています。

今後も、障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、職業訓練、相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実が求められます。

※一般就労と福祉的就労

一般就労とは、民間企業等（特例子会社を含む）に就職することや在宅で就労することを意味します。一方、福祉的就労とは、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターで就労することを意味します。

1)就労支援事業

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等への就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

2)就労後定着支援事業

重点

担当課名：福祉課

■障害福祉計画の対象事業：【自立支援給付】

【事業概要】

障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援策に取り組んでいます。

「NPO法人地域生活サポートまいんど」へ委託し、就労後定着支援を実施しています。

また、平成30年4月より総合支援法が改正され、新たに障害福祉サービスとして「就労定着支援」が創設されます。開始され、就労移行支援を利用して就労した人の利用が増えています。

【取り組みの方向】 **継続**

町の委託事業として取り組んできた就労後定着支援事業と障害福祉サービスの個別給付としての「就労定着支援」との調整を図り、就労移行支援を利用した人は就労定着支援を利用し、就労定着支援が終了した人やその他の人は障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネット

ワーク体制を構築します。と町で連携しながら、今後も継続して就労後定着を目指して取り組んでいきます。

3)就労に関する相談体制の充実

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、近隣市との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

町内に就労できる場が少ないため、**就労支援センターの指導の下**、近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。

4)情報提供の充実(就労支援に関する情報の提供)

担当課名：福祉課

【事業概要】

就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。

相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も引き続き、就労支援に関する情報提供の充実に図っていきます。

5)効果的な就労支援策の検討

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

葉山町自立支援協議会において就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を検討していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

葉山町自立支援協議会など、事業所の連携のもと、継続して効果的な就労支援策のあり方を検討していきます。

5-2 3-5：就労環境の改善・向上

現状と課題

障害のある人の就労については、職場の障害理解に基づく適切な就労環境が整備されていないことから、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

この問題を解決するため、障害者総合支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、就労訓練や就労継続支援にとどまらず、就労先の開拓や斡旋、就労後の支援や、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連しています。

身近な地域の中に働きやすい環境を整備するために、まずは事業主をはじめとして、広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことが重要となります。

1) 就労支援ネットワークの構築

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者就業センター（神奈川障害者職業センター）、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。

【取り組みの方向】 **継続**

就労支援については、個別のケースに応じて各関係機関と連携を図っています。今後も個別のケースに応じて対応するとともに、葉山町自立支援協議会など、事業所の連携のもと、継続して就労支援ネットワークの構築を進めていきます。

2) 事業主への雇用の啓発

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

制度案内等を通じて、町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

町内に就労できる場が少ないため、近隣市との連携のもと引き続き取り組んでいきます。

3) 雇用報奨金支給事業

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害のある人及び精神障害のある人を3ヶ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して取り組んでいきます。

5-3 3-6：雇用の場の拡大

現状と課題

障害のある人の自立生活を可能にするために、経済的な安定は必要不可欠であり、そのための就労が重要となります。

町では、地域に雇用の場が限られていることから、障害者雇用枠での町職員の募集の際、対象範囲を精神障害のある人へ拡大し、積極的に雇用の場の拡大を図りました。また、町の業務を積極的に事業所へ委託することにより、業務の拡大を推進してきました。

国では、障害者優先調達推進法が施行されたことにより、今後は町の指針に基づき、障害者施設等からの優先的な調達を推進することが求められています。

1)町の業務の委託促進

重点

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。

福祉施策の配食サービス、行事等のお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後は障害者優先調達推進法に基づき町の指針を策定し、障害者施設等からの調達を推進します。

2)公共施設機関の雇用拡大

担当課名：総務課、~~福祉課~~

【事業概要】

町の公共機関において、障害のある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

就労者の職場定着を図ることが重要と考えられ、障害のある人の職場定着のため、就労後の支援を行っていきます。

今後も法定雇用率の遵守を図り、採用を行っていきます。

3)職場実習の受け入れの検討

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人の一般就労への移行を支援するため、町の公共機関において、障害のある人の職場実習の受け入れを検討します。

現在、売店の運営を通じて職場体験を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も新たな機会の創出を検討していきます。

4)就労の機会の拡大

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。

【取り組みの方向】 **継続**

今後は葉山町自立支援協議会での検討を行っていきます。

3-6 3-7：経済的支援の充実

現状と課題

障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしているのが、障害年金の支給制度です。また、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度もあります。

町では、在宅の中軽度の障害のある人に対し、等級に応じて手当を支給しています。これは、法整備のない障害者福祉施策の中で始められた事業であり、社会変化に応じて施策の転換を図る必要性が求められています。

また、障害のある人の経済的支援を図るためには、障害年金や国・県の各種手当を適正に受給できるよう、普及・啓発を行っていくことが重要となります。

1)障害者手当支給事業

担当課名：福祉課

【事業概要】

毎年4月1日現在で町内在住の身体障害・知的障害・精神障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。

【取り組みの方向】 **継続**

法整備によるサービスの充足など、社会変化に応じた施策の転換を図る必要があるため、今後は施策の見直しを検討します。

2)特別障害者手当支給事業の普及・啓発

担当課名：福祉課

【事業概要】

在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。

広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

3)神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発

担当課名：福祉課

【事業概要】

毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅の障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。

広報、制度案内等により県事業の普及・啓発を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

4)公共料金等割引制度の普及・啓発

担当課名：福祉課、下水道課

【事業概要】

重度の障害のある人の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度について、制度案内等により周知を図ります。

- ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引
- ・有料道路の通行料金の割引
- ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

基本目標 4：共に学び、共に育つ環境づくりの整備

6-1 4-1：療育・保育支援の充実

現状と課題

障害のある児童とない児童が互いに育ち合い、支え合う関係を築くことができる統合保育は、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身につけるために効果的な事業となります。

町立保育園では、一定の条件のもと障害児保育（統合保育）を実施しています。また、幼稚園等での障害のある児童の受け入れに対しても、運営費の支援を行っています。

障害のある児童もない児童も共に過ごすことで相互理解を身につけ、健全な発達及び人格形成を促進するため、今後も障害のある児童の受け入れ体制の確保が求められます。

1)障害児保育(統合保育)の充実

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある児童1名について、1名の保育士が必要となるため、複数名受け入れるには保育士の数を増やす必要があります。また、障害児保育に精通した保育士の育成・確保も必要となります。

今後も必要とされるサービス量が確保できるように、保育士の育成とあわせて人員の確保を図り、受け入れの課題の解決に継続して取り組んでいきます。

2)障害児等の幼稚園への就園支援

担当課名：教育総務課

~~【事業概要】~~

~~幼稚園運営費補助金として、障害のある児童1人あたり13万円、たんぽぽ教室通園児1人あたり2万円を幼稚園に交付します。~~

~~【取り組みの方向】~~ **継続**

~~今後も現状の水準を維持して、継続して取り組んでいきます。~~

6-2 4-2：特別支援教育の推進

現状と課題

障害のある児童生徒については、自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、合理的配慮に基づく適切かつ効果的な指導やきめ細やかな支援が必要です。

内容については、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、さらに近年増加している発達障害（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症）などの障害の特性を踏まえ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で共に学ぶ、「インクルーシブ教育」を推進していくことが重要です。

そこで学校教育においては、すべての学校に特別支援学級、また町内に1つ言語指導通級指導教室を設置して、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を実施しています。

アンケート調査の結果には、障害のある子どもと障害のない子どもが、幼い頃から地域の中で共に学び育つことの大切さが指摘されています。

今後さらに「インクルーシブ教育システムの構築」を目指し、多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進していくことが重要となります。

1)特別支援教育の推進

担当課名：学校教育課

【事業概要】

障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。

個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。また、教員研修を実施しスキルアップを図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある児童・生徒において障害の多様化が進んでいるため、さらにきめ細かな対応に留意して、引き続き取り組んでいきます。

2)特別支援学級の設置

担当課名：学校教育課

【事業概要】

地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、町内すべての小中学校に特別支援学級を設置し、必要に応じて特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。

【取り組みの方向】 **継続**

特別支援学級在籍児童数の増加に伴う、介助員の確保が課題となっています。今後も必要な人員の確保に努め、引き続き取り組んでいきます。

3)学校施設の整備

担当課名：学校教育課

【事業概要】

障害のある子どもの教育的ニーズを満たすよう、教育環境を整え配慮しています。

【取り組みの方向】 **継続**

教育的ニーズの多様化に対応できるよう、学校施設の整備を図っていきます。

4)特別支援学級就学奨励費補助

担当課名：学校教育課

【事業概要】

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励費の補助を行っています。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も特別支援学級就学奨励費補助制度を安定的に実施していきます。

5)就学支援委員会の開催

担当課名：学校教育課

【事業概要】

町内に住所のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため、障害児就学支援委員会を開催し、児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。

【取り組みの方向】 **継続**

検討対象児童・生徒の増加に伴う検討時間の確保が課題となっており、今後は十分な検討時間を確保できるように委員会運営を工夫しながら、継続して取り組んでいきます。

6-3 4-3：放課後対策等の充実

現状と課題

学齢期の障害のある子どもや家庭にとって、放課後等の居場所づくりを推進することは、生活の質を向上させるとともにレスパイトケアとして重要な役割を担っています。

町では、児童の放課後の居場所として、学童クラブや児童館を提供し、障害のあるなしに関わらず相互に交流できる場として役割が期待されています。しかし、現在児童館を利用する障害のある子どもは、一人で来館できる子どもとなっており、障害の程度に応じて保護者の付き添いをお願いしております。子どもの受け入れ等、来館方法やその手段についての工夫が必要な現状です。

また、放課後等デイサービスにおいて、児童の放課後の生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所及び療育の場(日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等)を通して障害のある子どもの自立を促進しています。児童福祉法が改正され、サービスの提供が始まった当時は、町内に利用できる事業所がありませんでしたが、平成 27 年度に初めて町内に事業所が開設され、現在 2 つの事業所によりサービスが提供されています。

1) 児童・生徒の居場所づくり

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して「学童クラブ」、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

障害のある児童を「学童クラブ」で受け入れるにあたっては、そのために必要となる人員の確保について、財政面、人材面及び環境整備の面で大きな課題となっています。今後は、学童クラブ及び放課後等デイサービスを利用する調整を民間事業所等と連携をしながら対応に努めていきます。

また、「児童館等」では、障害のあるなしに関わらず互いに交流できる貴重な場となりますが、指導員のケアが行き届かない問題も生じます。互いに安心して遊べる場を提供するために、学校や関係機関と連携を図り、必要に応じて付き添いを求めるなど、適正な事業の実施に努めます。

2) 放課後等デイサービス事業の利用促進

担当課名：子ども育成課、福祉課

■障害児福祉計画の対象事業：【障害児支援事業】

【事業概要】

支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。

【取り組みの方向】 **継続**

平成 27 年度に町内に初めて事業所が開設され、現在 2 つの事業所によりサービスが提供されています。

今後も事業所と連携を図りながら、継続してサービスの安定的な提供を図りま

५.

3-4 4-4：発達障害のある子ども等への対応体制の充実

現状と課題

障害のある子ども等は、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性は極めて高いものといえます。

町では、保健・医療・福祉・教育等が連携した取り組みとして、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。発達支援システムの中で作成した相談支援ファイルが利用者及び事業者（支援者）の双方が利用しやすいツールになり、より良い活用が図られるように、普及に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、未就学の障害のある児童等に対して、町立のたんぽぽ教室において障害児通所支援の児童発達支援事業を提供しています。町立のたんぽぽ教室以外にも町内外で2箇所の児童発達支援事業所が増えておりあり、日常生活や社会生活に必要なコミュニケーション能力の向上を目指します。また集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導等が行われることが期待されています。

生涯にわたって支援が継続され、障害のある人の生きづらさに支援がされるよう、発達支援システムの充実に努める必要があります。

1)障害児相談支援の推進

担当課名：子ども育成課、福祉課

【事業概要】

早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も継続して葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会を活用しながら関係機関との情報共有等を図り、今以上に連携を強化して取り組んでいきます。

2)児童発達支援事業

担当課名：子ども育成課、福祉課

■障害児福祉計画の対象事業：—【障害児支援事業】—

【事業概要】

未就学の障害のある児童等（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む）に対し、専門職等による療育支援・機能訓練を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対しても児童の正しい理解と療育を支援します。

【取り組みの方向】 **継続**

たんぽぽ教室で療育を受けていた児童が就学後の環境の変化に対応し、学校に適應していくために、一貫した発達支援が実施できるよう取り組んでいきます。

3)指導員や保育士の研修

担当課名：子ども育成課

【事業概要】

障害のある児童等（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む）に対応していくため、児童館やたんぼぼ教室の指導員及び保育士の研修受講を推進し、資質の向上を図ります。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も近隣市の状況や先進事例などを踏まえながら、効果的な研修を実施し、職員の質の向上を図ります。

4)一貫した相談支援体制の充実

重点

担当課名：子ども育成課、学校教育課、福祉課

【事業概要】

体や心の発達や行動等、何らかの面で周囲の人のサポートが必要な人に対し、周囲の支援者がその状況を理解し、共に支援のあり方について保健・福祉・医療・教育等が連携して、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。

【取り組みの方向】 **継続**

発達支援システムの中で療育機関や学校等の関係機関が情報共有等を図り、今以上に連携を強化して取り組んでいきます。

また、葉山町相談支援ファイル「こん葉〇す」の活用を充実させ、利用者と関係機関との情報共有が充実するよう取り組んでいきます。

基本目標 5：暮らしやすいまちづくりの推進

7-1 5-1：すべての人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人が暮らしやすいまちです。

町は、これまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしてきました。しかし、町内の建築物、道路、公園、住宅等は未だ十分にバリアフリー化されていないのが現状です。このことは、アンケート調査でも多かった意見の一つです。

1)バリアフリーの推進

担当課名：福祉課、都市計画課

【事業概要】

公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も事業者との協議において協力を依頼し、継続して取り組んでいきます。

2)公共施設等の整備

担当課名：公共施設課、関係各課

【事業概要】

町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設となる整備を推進します。

公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みであり、施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案していきます。

【取り組みの方向】 **継続**

今後、将来の更新費用の負担を少なくするため、計画的に財源の確保や維持管理を行う必要があります。

葉山町公共施設白書等を踏まえて、平成 28 年度に策定した「葉山町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の公共施設全体の中で総合的かつ計画的に維持保全及び改修等を進めていきます。

3)道路環境の整備

担当課名：道路河川課

【事業概要】

安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。

【取り組みの方向】 **継続**

計画的に効率的な整備を進めていきます。また、今後も歩道の段差解消対策等を推進していきます。

7-2 5-2：緊急時・災害時の安全の確保の推進

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。アンケート調査においても、一人では避難できないことをはじめ、意思の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

そこで、町では、安否確認や避難の手助けに関して、障害のある人の所在を事前に把握し、地域の自主防災組織との協働体制を確認するため、避難行動要支援者リストを作成しています。このリストは、いざという時の安心の確保のためのものであり、災害時の緊急避難にあたり効果が期待されています。

また、防災行政無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、自主防災組織と連携し、防災訓練等を実施していますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体・福祉施設等と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。特に、障害のある人が安心して避難できる場として、福祉施設等との契約による福祉避難所の設置に期待が寄せられています。

さらに、障害のある人が、犯罪に巻き込まれる機会も少なくない社会であるため、安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化が求められます。

1)避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備

重点

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。

具体的には、避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

災害時に効果的に避難行動要支援者の情報を共有するため、福祉課と防災安全課の連携を強化し、より効果的なリストの活用方法を検討していきます。

2)防災あんしんカードの周知

担当課名：福祉課

【事業概要】

緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配布し、制度周知に努めます。

障害のある人は、手帳取得時に配布、啓発を実施しています。障害のある人以外には、広報を通じて周知を図っています。

【取り組みの方向】 **継続**

手帳取得時に防災あんしんカードを配布していますが、既に手帳を持っている人には配布できていないため、広報などを活用し、できるだけ多くの人に所持していただけるよう周知に努めます。

3)防災訓練の推進

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

広報活動、町内会・自治会への呼びかけ等により、防災訓練を実施しています。

【取り組みの方向】 **継続**

これまでとおり複数の広報活動を続け、訓練の周知を図り、より多くの住民の参加による防災訓練を行っていきます。

また、可能な限り障害のある人が参加できるよう、体制の整備を図るとともに、障害のある人を対象とした防災訓練についても検討していきます。

4)防災知識の普及

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

避難行動要支援者リストを含め、広報はやまや防災訓練を通じて知識向上に向けた啓発を行います。

【取り組みの方向】 **継続**

今後も広報誌やホームページ、防災訓練等を通じた広報活動を継続して行っていきます。

5)防犯体制の確立の推進

担当課名：福祉課

【事業概要】

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。

【取り組みの方向】 **継続**

関係機関との連携に努め、引き続き防犯体制の確立を目指していきます。

6)福祉避難所の設置

担当課名：福祉課、防災安全課

【事業概要】

障害のある人にとって、一般の避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。

【取り組みの方向】 **継続**

災害時に障害のある人の受け入れが可能な既存の施設と連携し、環境整備に努めるとともに、要配慮者が相談し、助言又はその他の支援を受けることができる体制づくりにも取り組んでいきます。